

## 社会福祉活動助成審査基準

審査事項		審査項目	説明
基本項目	共通事項	運営の透明性	団体の活動内容を積極的に公開する努力をしているか。また運営面等において透明性を確保しているか。
		活動の状況	社会的使命の実現に向けて計画的に活動しているか。
		団体の将来性	将来的に着実な活動が可能か。
		経費の妥当性	申請事業にかかる経費が適当か。
		事業の必要性	団体の活動の目的に照らして必要な事業か。
		募金の協力の有無	募金の協力団体、または今後の協力が可能な団体
個別項目	先駆的モデル的事業	先駆的・独創性	事業内容が先駆的であり、社会的課題を解決することが期待できるか。
		市民への貢献度	市民福祉への向上に貢献できるか。
		事業の実現性・手法の具体性	計画が具体的で無理なく、実現が可能なものか。

### 1. 通常助成

#### (1) 福祉団体助成

◇助成上限:1団体 30 万円上限

◇助成対象:那覇市地区老人クラブ、那覇市母子寡婦福祉会、那覇市身体障害者福祉会、那覇市手をつなぐ育成会、那覇保護区保護司会、障がい者地域活動支援協議会、地域福祉推進会

◇助成内容:研修会経費、交流会事業、啓発広報事業等

#### (2) 民生委員助成

◇助成上限:1 事業100万円を上限として、予算の範囲内において総額の助成額を設定する。

◇助成対象:那覇市民生委員児童委員連合会

単位民生委員児童委員協議会(5 万円上限)

◇助成内容:研修会、部会活動、交流会、啓発広報(資料作成)等

#### (3) 自治会助成

◇助成上限:①地区自治会への助成額

(基本助成額 40,000 円+1自治会 3,000×個所数)

②単位自治会 (5万円上限)

◇助成対象:各地区自治会連合会、単位自治会

◇助成内容:研修会、交流会、啓発広報等

#### (4) 育成枠

◇助成上限:1団体5万円上限

◇助成対象:NPO 法人もしくは法人格のない任意団体で、活動基盤が脆弱な団体の運営費助成、子どもの居場所、当事者支援団体、高齢者や母親クラブ等の利用者の会等

◇助成内容:研修会、交流会、啓発広報等

※(4)は立ち上げて1年～5年未満の団体を対象とする。また、(1)～(4)の交流会事業については、高齢者や障がい者等の参加を条件とし、地域の見守り活動の視点を入れること。

## 2. 啓発広報枠

### (1) 特別助成

◇助成上限:10万円を上限とする。

◇助成対象:那覇市内を活動範囲とする団体等

◇助成内容:地域の新たな課題への対応を図る事業、記念大会、全国大会への派遣

### (2) 備品整備助成

◇助成上限:20万円を上限とする(配分率75%以内)

◇助成対象:福祉団体等が福祉サービス提供のために日々使用する備品購入

◇助成内容:備品整備等

※(1)(2)共に、原則単年度事業とする。また、備品購入は助成から5年経過するまでは申請できないものとする。

## 3. 社協活動費

◇助成上限:予算の範囲内において上限を設定し、県共募からの地域助成額の50%以内とする。

◇助成対象:地域福祉の充実を目的とした事業

◇助成内容:サロン推進、福祉教育、地域特性に合わせた事業展開が可能な事業、先駆的モデル事業、地域全体の利益や課題解決への取り組みを行う事業など。